

判決地綿石

市の権限行使不十分

夙川短大跡地 住民請求は棄却

夙川学院短大の跡地(西宮市飯ケ石町)の建物解体でアスベスト(石綿)が飛散して将来の健康被害への不安など精神的苦痛を受けたとして、周辺住民38人(6〜84歳)が、事業主の不動産業者と解

体業者、監督した西宮市の3者を相手取り慰謝料を求めた損害賠償請求訴訟の判決で神戸地裁は16日、請求を棄却した。しかし、山口浩司裁判長(小池明善裁判長代読)は石綿が飛散した事実を認定

し、市の調査権限の行使は不十分で妥当ではなかったと判断した。判決によると、建物11棟のうち10棟が2013年7月〜14年2月に解体された。原告が入手した設計図書の1

50カ所に石綿使用の記述があり、解体業者は注意義務に違反し、安全対策は一部にとどまり、周辺に石綿を飛散させた。市も大気汚染防止法に基づき設計図書を検査し業者に報告を求めるなどの権限を行使すれば、飛散を防止する余地があったとした。一方で判決は証拠上、飛散した石綿は住

民の健康に有意な影響を及ぼす程度だとは認められないとして、市の賠償責任を否定。「住民が石綿にさらされず

に日常生活を平穏に送る利益」は認めしたが、「市が真相解明をしなかったことが訴訟の出发点。今後の石綿飛散防止の礎になる」と話した。市は「後日、正式に対応を決めた」とした。
【大島秀利】